

## 古河ブランドに新商品が仲間入り！

市では、市内の商品の中で特に優れたものや安心・安全・高品質なものを「古河ブランド」として認証しています。認証された商品は、市内外の物産イベントやパンフレットなどで広く紹介しています。

8月に開催された古河市ブランド推進戦略会議において、古河ブランドに新たに4品が認証されました。

【問】 古商工観光課Tel.22-5111



### HIROKO HERBS ハーブティー ミントミント

畑の取れたてミントを低温でじっくり乾燥させたミントティー。豊かな香りが体中を駆け巡ります。収穫から乾燥、配合までを行う秋庭農園ならではの一品です。



### 身乃菓どら焼き

シンプルでおいしい餡を作りたいという思いから、自家菜園で育てた無農薬・有機肥料の野菜や果実を使い、風味豊かに仕上げています。手焼きの皮は甘さ控えめです。



### 珈琲物語 鷹見泉石

古河藩で国際派の名家老であった鷹見泉石が、長崎のオランダ商館長からもらい受けた珈琲を再現しました。インドネシア産の豆を使用し、当時の焙煎具合をお楽しみいただけます。



### こがこもれびあーと

サンワ設計ネーブルパークで見られる、ホタルやたき火の風景をモチーフにしたガラスのアクセサリー。耐熱ガラスメーカーHARIO(株)の職人の手で、一つ一つ作られています。



## 11月～12月は市税徴収強化月間です

市税は行政サービスを支える貴重な財源です。納付しない人が増えると行政サービスの低下を招くほか、期限内に納付した人との公平性が保てません。期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

【問】 古収納課Tel.22-5111

### 市税は期限内に納めましょう

納付が確認できない人へ督促状や催告書の送付、自動音声案内による電話催告(発信番号：23-4626)を実施しています。それでも納付が確認できない場合は、財産の差し押さえを行います。病気や失業など、やむを得ない事情により納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

※電話催告で特定の口座番号への振り込みをお願いすることはありません。ニセ電話詐欺にはご注意ください。

### 納税等は口座振替を

- 安心…現金を持ち歩かずに済むので安心です
  - 便利…金融機関へ出向く必要がありません
  - 確実…納め忘れの心配がなくなります
- ※郵送や市ホームページ(印鑑不要)からの申し込みもできます。



### ●夜間開庁時間延長・休日納税相談を実施中

	夜間開庁時間延長	休日納税相談
期日	11月25日(月)～29日(金)、12月20日(金)・23日(月)～26日(木)	11月24日(日) 12月22日(日)
時間	17時15分～19時30分	9時～16時 (12時～13時は除く)
場所	古収納課 ※庁舎北側入り口からお入りください。	

## 11月24日(日)は古河市長選挙・古河市議会議員補欠選挙の投票日です

古河市長選挙および古河市議会議員補欠選挙は17日(日)に告示し、24日(日)に投開票を行います。市の未来を託す代表者を選ぶ大切な選挙です。皆さんの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

【問】 古選挙管理委員会事務局Tel.22-5111



投票日時 11月24日(日) 7時～18時

投票所 入場整理券に記載された各投票所



### 選挙公報

新聞折り込みや市内公共施設で配布するほか、市ホームページからもご覧いただけます。新聞を購読していない人で、郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

### 期日前投票

投票日に投票に行けない人は期日前投票ができます。投票日当日の投票所の混雑を避けるためにも、期日前投票を積極的にご利用ください。入場整理券到着前や紛失した場合でも、投票所で本人確認ができれば投票できます。入場券裏面の「宣誓書」をご記入の上、持参してください。

場所	日時
市役所古河庁舎 中央公民館 市役所三和庁舎 地域交流センター (はなももプラザ)	11月18日(月)～23日(土) 8時30分～20時

※お住まいの地域に関係なく、どの期日前投票所でも投票できます。

※中央公民館前駐車場は工事のため使用できませんので、公民館東側・西側駐車場をご利用ください。

### 不在者投票

入院中や出張中などの理由で古河市の投票所に行けない人は、不在者投票ができる場合があります。また、身体障害者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人、介護保険認定の区分が「要介護5」の人は、郵便等による不在者投票ができる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

### 開票

24日(日)の19時30分から中央運動公園総合体育館で開票します。また、当日は投開票速報を市ホームページに掲載します。

### お子さんと一緒に選挙に行きませんか？

選挙に関する法律が改正され、18歳未満の人も大人と一緒に投票所に入ることができるようになりました。子どもたちに政治や社会への関心を持ってもらう良い機会になりますので、ぜひ、一緒に投票所へお越しください。

